

第十六回国会 衆議院 經濟安定委員會會議錄 第十号

昭和二十八年七月四日(土曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 佐伯 宗義君
理事 小笠 公昭君 理事 加藤 宗平君
理事 武田信之助君 理事 栗田 英男君
理事 阿部 五郎君

秋山 利恭君 岸 信介君
迫水 久常君 長谷川 峻君
神戶 眞君 楠美 省吾君
飛鳥田一雄君 石村 英雄君
杉村沖治郎君 中村 時雄君
山本 勝市君

出席國務大臣 岡野 清濤君
出席府委員 公正取引委 横田 正俊君
員会委員長 深水 六郎君
經濟審議政務次官 西原 直康君
總理府事務官 (經濟審議庁 総務部長) 小室 恒夫君
通商産業事務官 (企業局長) 小室 恒夫君
委員外の出席者 専門員 岡地 幸四郎君
専門員 菅田清治郎君

七月四日
委員永田良吉君辭任につき、その補
欠として内田信也君が議長の指名で
委員に選任された。

本日の會議に付した事件
私的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の一部を改正する法律

案内閣提出第一〇四号

日本經濟の基本的政策に関する件

○佐伯委員長 これより會議を開きま
す。

昨日の理事會の申合せにより、本日
の質疑は総括質疑とし、各党一名ずつ
お願いいたします。なお念のため申し
上げますが、二日目以後質疑される方
は、あらかじめなるべく委員長の方に
御通告をお願い申し上げます。質疑は
通告の順に従つて順次これを許しま
す。石村英雄君。

○石村委員 せんだつて大臣がお歸り
になつたあとですが、特需の今後の見
込み、あるいは財政投資の一兆九百億
円というふうな、年次の見込みも
のを出していただくようお願いして
おつて、まだ出て来ません。た
ま御答弁願うとたいへん仕合せに思
います。

○岡野國務大臣 ただいまのところ、
特需の年次の調へはちよつとむずか
しいものでないかと思ひますが、事
務當局から説明していただきまし
う。

○西原(直)政府委員 ただいま大臣か
らお答え申し上げましたように、特需
の見通しになりますと、今後いろ／＼
な情勢を考慮しなければなりません。そ
の情勢の見通しは、やはりなか／＼困
難だと思ひますので、三十二年くら
いまでの年次別の特需の見通しといふ
のは、ちよつと検討しかねるのでござ
います。

それから財政投資のお話でございます
したが、財政投資につきましても、三
十二年度までに大体一兆円くらい、各
方面からの要望がござります。これ
はやはりいろ／＼検討しなければなら
ない問題でござりますので、年次別に
つきまして検討はいたしておりますけ
れども、まだ私どもとして、それだけ
の用意が手元にござりません。そうい
うような事情にあるので、御了解願
いたいと思ひます。

○石村委員 そういたしますと、特需
も大体このくらいあるだろうという
ただ見当にすぎない。それから財政投
資の關係も、年次のどうということ
はない、ということとは、結局五箇年先
にこうなるというのは、漠然としたお
見通しにすぎない。今年度はこの方面
に力を入れてこうして行くとか——
兆九百億円という金は非常に大きな金
で、なか／＼困難だということが大臣
の演説の中にありますが、困難だから
年次の、今年度はこれを取上げると
かいう、いろ／＼な計画があるのだら
う、こう思つておつたのですが、そう
したことはなしに、ただ漠然と、五箇
年先にはこうするといふだけのお話と
了解していいわけではござりませんか。

○岡野國務大臣 先般ちよつと申し上
げましたように、あれは急ぎまして、
中間報告にいたしておりました。漠然
と申ししますと少し何でござりますけ
れども、こういうところに持つて行き
たいという一つの目標をきめまして、
むろんそれは年次のことを考えに入れ

ずには出ませんけれども、年次をいか
にしたらいいかということについて、
これから作業を始める、こういうこと
になつておりました。中間で、五年先
のことを考へて一応御報告申し上げ
た、こう御了承願つておきたいと思
ひます。

○石村委員 そうすると、五箇年先に
必ずあるかどうかがどういふことは、
政府の計画としてもしつかりした御計
画ではない、このように承知せざるを
得ぬと思ひます。その問題はそれくら
いにいたしまして、この五箇年計画
は、賠償問題については、先日御答弁
があつたかと思ひますが、よく聞取れ
なかつたのですが、賠償問題について
は、全然考慮に入れずにあつた五箇年先
の計画はできておるのでござりまし
うか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。賠償問題は入れてござりません。
それから先ほど仰せになりました政府
というお言葉でござりますが、あれは
まだ政府というところまで行つており
ませんで、私自身が考えまして事務當
局に案を練らせつつある、その私の案
を中間に御報告申し上げた次第でござ
ります。今後あれが、今仰せのよう
に、年次のしつかりと事務當局で確
信のある計数が出ましたならば、これ
をまた各關係官庁と打合せまして、そ
れから政府の方へ持つて行つて、それ
で政府の案になるということになるの
でござります。まつたくの私個人の試
案でござりますから御了承願ひます。

○石村委員 長官個人の試案だ、こう
おつしやいましたが、しかし長官の最
初の御演説の中には一兆円という数字
が出ておるのですが、それでも長官の
私案にすぎないものである、こう了解
してよろしうござりますか。

○西原(直)政府委員 長官の經濟演説
に一兆円というふうに出ております。
それはああいう關係の各方面からの
要望額を先ほど申し上げました。そう
いう關係でやはりこの中間報告は大臣
の大体の御構想に基きまして事務當局
で一応つくりました一つの構図でござ
ります。ただいま大臣からお話ござ
りましたように、これを土台と申しま
す。素材にして各方面の御検討、御批
判をいただき、そうしてだん／＼と固
めて参りたい、そういう研究途中のも
のであります。

○石村委員 どうもふに落ちない点も
あるわけですが、これはこのまゝにい
たしまして、東南アジアとの提携をし
きりに大事なことだと言つておられる
わけですが、技術提携の積極化という
うなことがありますが、これは現實的
に何らか進行いたしておりますか。

○岡野國務大臣 東南アジアは御承知
のように外務省で外交交渉をやつてお
りますし、またパキスタンあたりとは
貿易協定もござりまして、今度の予算に
おきましてはやはり技術相談といふ
ようなことにも少し予算がつてあり
まして、われ／＼といたしましては今
までそういうような協定のできてい
るところもありますし、また今後、今年

の予算でも技術相談室を設けまして、何とか貿易の振興をはかりたいという考えを持つております。また東南アジアの方へ人を出したり、それからまた外交交渉の方におきまして、入国制限とか、入港制限とかいふものをはずしてもうように努力しつつあるのではありません。手がかりと申しますよりは、大分突き進んで、進出する方策をいろいろの面であつておる次第であります。

○石村委員 次に中国貿易の問題でございますが、あまり期待が持てないというところが長官の演説にありまして、もちろん貿易はやつてみなければわからないと思いますが、禁制品目ばかりリストよりも日本の方が非常にきゆうくつだということ、どういう理由でそういふふうにきゆうくつになつておるのをごさいますか。それからあるいは輸出ができない、中国が發展してあまり日本の物を買わないということがあるかもしれない、これは一応政府のお考えをそのまま受取つて申すのでありますが、しかし少くとも粘結性の石灰とか、塩とかあるいは鉄鉱石、食糧とかが安く買えるとするれば、入れることによって日本のコストを引下げることができるといふのはないかと思ひますが、この点長官の見をお伺いいたします。

○岡野國務大臣 日本はちよつと昨年の四月二十八日に独立しまして、それからいよいよゆるゆるの趨勢に向つていゝるなことをやつて来たわけでありまして、それまでは被占領下でございまして、まったくわれわれの自由なことができなかった次第でございまして、そういう意味の情性によりまして中共貿易というものの相当な制限を受けておつたのでございしますが、昨年の秋、九月でございしたか、コムに入りまして、そしてこれは十三箇国ほどやつておるのをごさいます、それでいろいろ検討しましてわれわれの方の制限物資をだん／＼はずして行く、こういうことをやつて行きました、昨年中にも九十何品目ははずしまして、今年になつてからも四十何品目ははずしまして、だん／＼と西歐並に、進んで中共貿易の制限をはずして輸出を振興させる、こういうことになつております。

それから石灰の問題でございしますが、開港場のことでちよつと一例を申し上げますと、あれがたしか十一ドルくらいに當るのだそうでございしますが、ところがたまたまのアメリカ炭としますと、十九ドルくらいになるのであります。これをメリット計算しますと、どちらがどうかかわからぬというやうな専門家の意見でございまして、そういう意味におきまして、近から、また非常にいいものがあつて、非常に有利に行けるといふところまでは断定がつかぬと思ひます。しかしながら今後われ／＼といたしましては、わずかの差であつても、やはり安くてもいいものが入れたい。それで塩とかほかのもののいたしなくてもやつておりますが、そこで昨年度でございした三十万ドルくらいの輸入しなかつたのでございしますが、しかし税関統計などを調べまして、原産地の方を研究して見ますと、中共から千五百万ドルくらい入つてゐるやうな数字も現れていますから、今後力を入れれば、いゝ

る日本の輸入貿易に對して、絶對量においてはそう大したことはございせんけれども、しかし伸びる可能性はこれは相當なパーセンテージに行くといふことが私どものねらいでございまして、その方面にぜひ努力して行きたい、こゝろ存じます。

○石村委員 中国貿易はあまりつづ込んでお聞きもいたしませんが、向うの品がメリットの問題とか、いろいろあるやうですが、一つは日本から専門家が中国へ駐在しておつて、専門的にいろいろと取引をやつて行くといふことが中国貿易をさらに進める手段ではないか。ただこちらで言へば、文書でやつておるといふことではできないのだと思ひますが、そうした人を中国に派遣せられる御意思はないのでございせんやうか。

○岡野國務大臣 中共との關係は南支の点で行きますと、私のやうな考えでできるだけこれを發展させて行きたいと思ひますけれども、人の交流といふことになりまして、これはまた外交上いろいろなことがございまして、自由これが往復できるといふ立場に向うの國柄としてもできておりませんし、日本としても少し遠慮しなければならぬといふことがございします。その点はおい／＼いゝゆる貿易を目あき貿易にして行くやうな手段をとつて行きたいと存じますけれども、たまたまのところ人を派遣するとか何とかといふことは考へておりません。

○石村委員 今度の長官の演説を見ますと、今年度もかなり明るい見通しのやうで、そのやうに行くといふへんけつこうだと私も考へておりますが、せんだつて日銀總裁が京都で、物価が急騰して来たから金利も引上げなければならぬ、そういうやうなお話があつたのです。これは前途に對する審議院の見通しと大分違つた見通しのように思ひますが、長官としてはこの日銀總裁の申す中議といふものと反對に考へておいでになりましようか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。日銀總裁が申す中議で言われたことは、私直接会つて聞いておりませんが、そのあたりから、どういふ意味で言われたかよく存じませんけれども、少くともこの下半期に至りますと散布超過が相當多いといふやうなことを見まして、また今出ております／＼な財界の意見などを見ても、少し引締めるところは引締めて行かなければならぬ、こゝろいゝゆるな考えで言つたのだらうと思ひます。これはインフレを防ぐ意味で言つたのだらうと思ひます。しかし私どもはいたしましては、これは別に輸出振興をやる、そのためには金利が非常に大きなパーセンテージをコストに持つてゐる。もしこの金利を何とか安くすれば、生産コストが非常に安くなる、こゝろいゝゆるなねらいから重点的に金利は下げて行かなければならぬ。ですから一般金利をわれ／＼は引下げようといふのではなくて、輸出振興に最も役立つ、すなわちコスト引下げに一番役に立つといふところへ持つて行くべく金利は引下げて行きたい、こゝろ考へておるわけでありまして、それには政府が相當資金を出してありますから、この政府資金において、われ／＼の権限内で施策ができていくといふことをねらつて金利を引下げて行きたいといふことであります。

○岡野國務大臣 今度は準備率を引下げたといふ意味で何か中議をされたのだらうと思ひます。

○石村委員 簡単にただ一つお尋ねいたしますが、せんだつてアメリカで銀行の預金準備率を引下げたといふことがありましたが、アメリカの經濟界の動向といふものが日本に及ぼす影響は非常に大きなものだと思います。この準備率を引下げて来たといふことは、アメリカ經濟にとつて、どういふことからそうした手段をとらざるを得ないやうになつたか、そして今後のアメリカの動きが日本にどういふやうに影響して来るとお考えか、お尋ねしたいと思ひます。

○岡野國務大臣 私は準備率を引下げたといふニュースはまだ存じませんけれども、準備率を下げるということ、結局信用を膨脹させるということ、な意味に原則的に解しておるのでございします。でございしますから、おそろく今後不況が襲つて来るのではないかとこゝろを考へて、それに対していゝゆる金融操作としてやつたのだらうと思ひます。

○佐伯委員長 長谷川峻君。

○長谷川(峻)委員 獨禁法の改正法案について二、三御答弁をお願いしたいと思ひます。終戦後進駐軍がやつて来て、財閥の解体、經濟力の集中排除、さらに獨禁法などが不当に課せられた。アメリカのやうに國民經濟の規模が違ひ、民間における企業の本力が比較にならないところへ、アメリカ以上に強い獨禁法が日本に押しつけられて来た。きのうあたりの御説明を聞いておつても、大体において非常に行き過ぎであることを進駐軍当局が認めなが

ら、それを公正取引委員会がやるために苦勞して来ているという説明でありましたが、事實そのようかと思ひます。しかし、今回の改正案が出された根本的理由は、行き過ぎた進駐軍の占領政策を是正し、非常に小さくなった日本の経済力を増し、そして国家の経済発展のためにやるんだというふうにとつてよろしうございませうか、その点はつきりした所信をお伺いしたいと思ひます。

○横田政府委員 今回の改正の趣旨は、本会議あるいは昨日の当委員会におきまして大臣あるいは私から申し上げた通りでありまして、独占禁止法の線が多少改正いたされたが、なお現在の国の実情に照して、きつ過ぎる面があるという点を今仰せになりましたような観点から改正を加える、こういうことに相なつたわけでございます。大体仰せの通りであります。

○長谷川(峻)委員 ただいまの御答弁で承りました。

次いで具体的なことですが、合理化カルテルを認めておりますが、わが国の原料高製品安、こういう関係からして、外国貿易が行き詰まりつつあることは皆様ひとしく心配しておるのです。この合理化カルテルについてどの程度まで今度の改正案において考えておられるか、お答え願ひたいと思ひます。

○横田政府委員 合理化カルテルにつきましては、大体技術的な面を主として考へまして、技術の向上、品質の改善等に役立ちます面を非常に重く見ておるわけでございます。それは今度の改正法案の二十四条の三に書いてござ

いますように、あの範圍におきまして独占禁止法の適用除外をいたすという

ことにいたしましたのであります。なお前国会に提案いたしましたものに多少修正を加へまして、いわゆる品種の配分とでも申しますか、業界によりましては非常に千差万別の製品を各業者がつくつておるというきわめて非生産的な面も見られますので、この際各業種につきまして、最も得意とする製品をつくることによつてコストの引下げ、あるいは品質の改善をはかり、これが結局日本経済全体に寄与するという面を考へまして、この点を今度改正案に追加いたしましたわけでありませう。これはもちろんそういう操作をいたします反面におきまして、いろいろ弊害もまた考へられますので、その弊害の是正につきましては、この法律案の中に非常に詳しく弊害面を是正する規定が入つておるわけでありませう。

○長谷川(峻)委員 さらに伺ひたいのですが、二十四条の中に「運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廢物の利用」とありますが、この場合にくずというものはどういふものが入るかという点によつて、あとで非常に問題が起る可能性があると思ひます。このくずの購入についてその共同行為の内容について定義の明示をしていただきたいと思ひます。

○横田政府委員 くずと申しますのは、大体考へられておりますのは、生産の過程において生じて参りますいろいろなものを言うのでございませうが、大体くず鉄のようなものと考へられておる次第であります。これはもちろんこの範圍につきましては、いろいろ考へ方もあるかと存じますが、大体そ

ういうようなことが予定されておるわけでありませう。

○長谷川(峻)委員 再販売価格を認めたりしますが、消費組合、購買組合は適用外になつております。そうしますと、都合の場合はそれでいいと思ひますが炭鉱とかあるいは山崎町などにおける小売業者は非常に苦しい思いをするようになると思ひますが、この点についてただいまの考へを伺ひたいと思ひます。

○横田政府委員 もう一度質問の御趣旨をはつきり言つていただきたいと思ひます。

○長谷川(峻)委員 消費組合、購買組合というのは適用除外になつておりますが、その再販売価格から……都合の場合はいいですが、炭鉱町における小売業者、そういうものが非常に困つて来ると思ひますが、その点について……

○横田政府委員 あるいは御質問の御趣旨と違つてもいいかもしれませんが、炭鉱の購買組合等が相当発達してございまして、本来労働者に売らねばならぬものをさらに一般の市民にも売出すというやうなことが結果、小売業者が非常に困つておる。これは、公取方面へもたつて小売業者の方から陳情もございまして、よく存じておるのでございませう。従ひまして今回の再販売価格維持の對象になりませんものを、法律の規定に基きます組合のみに限りまして、今申しましたやうな会社の私的の購買会といふものはやはりこの再販売価格維持の契約をいたしまして、この定価を維持する拘束を受けるということにいたしましたわけでございます。

○佐伯委員 栗田英雄君。

○栗田委員 通産大臣にお尋ねいたしたいのですが、この修正案で、前の修正案もそうだったのですが、主務大臣認可というものが決定した経緯を、時

間もありませんので、要点だけお答え願ひたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。御承知の通り、産業政策の根幹はやはり通産大臣の一番大事な職務でございまして、これに對して無関心でおるといふわけにも参りませんし、また輸出振興を第一主義といたしまして、今後の通産行政をやつて行きたいと存じます。価格とか物の売れ方とか、また財界における動向とかいふやうなことに對しては、相当、通産大臣といたしましては注意深く、またこれを禁止して行かなければならぬ、こう考へますので、通産大臣が認可権を持つのが当然だと私は思ひます。しかし通産大臣にこれを専斷的にやらせるというところは、公取委員会といふものがございまして、これはおもしろくございませぬので、公取委員会がよく御検討なすつて、いわゆる法的にこれを研究されまして、そして認定を与えられ、同時に通産大臣はその公取委員会と意見が一致した上で初めて通産行政上の処置をとる、こういうことにいたすわけでありませう。そういうわけで二重になつておりますけれども、これは産業政策の上からこうしていただいた方がよい、こう考へてやつたわけでございます。

○栗田委員 そういたしますと、これはひとつ基本的なことでお聞きしたいのですが、独禁法上の認可とか、あるいは不認可といふことは一体どういふことか、この点に關しましてお答えを

願ひたいと思ひます。

○岡野國務大臣 公正取引委員会といふものがございまして、その公正取引委員会が独禁法といふものの運用並びにこれを整理して行く、こういうやうな役所でございますから、その方面でやるのが当然のことでございます。しかし率一たびこれに例外を設けまして、経済政策に非常な影響を与えるといふやうな場合におきましては、通産大臣がこれに對して参加する、こういう考へであります。

○栗田委員 今の通産大臣のお答えは私の質問の趣旨と違つたのです。それはどういふことかといふと、独禁法上の認可不認可といふことはいかなることであるかといふことです。

○岡野國務大臣 それはひとつ専門家の公取委員会の方でちよつと……

○栗田委員 これは専門家でなく、通産大臣の認可不認可が重大な問題なんです、独禁法上に対して認可不認可を以て、独禁法上は通産大臣なんだから、いわゆる認可不認可といふことは認可不認可といふことは認可不認可といふことを私は聞いておる。

禁法上の認可不認可ということとは、このことが禁法に違反するかどうかということに認定する行為ではないか、こういうふうには考えておられるのですか、その点についてどうですか。

○岡野国務大臣 原則といたしましては、禁法に対する認可不認可というものは、公取委員会においてこれを検討し、また認可不認可するものだと思います。それは原則として動かぬものだと思いますが、しかし今度の改正案における認可権というものは、先ほど申しましたような理由によつて出て来たわけでありまして、

○栗田委員 しかしながら、これは通産大臣にお尋ねいたしますが、通産大臣の認可も、結局公取委員会の認定がなかつたならば、認可することはできないのでしよう。

○岡野国務大臣 その通りでございます。

○栗田委員 そういたしますと、通産大臣がたし許可を与えても、公取委員会の認定がなかつたならばこれは無効なんですから、こういうことまでして、いわゆる通産大臣が認可しなればならないという理由はどこにあるか、この点をお尋ねいたします。

○岡野国務大臣 とにかく産業政策の根幹に於ける問題でございますまして、われわれといたしましては、通産行政をやつて行きます上におきまして、財界におけるいろいろなことにつきまして、不況カルテル、合理化カルテルなんかにできますときには、どうしても通産行政上これを一応規制して行かなければ、われわれとして産業政策を責任を持つて進めるわけに参りませんので、それで認可権を通産省で持つておる、

こういうことでございませう。

○栗田委員 私はいざ時間のあるときにその問題をもつとつて込みたいと思ひます。そこで認可不認可というものに通産大臣が入つて来たために、独禁法の法体系というものが非常に乱れてしまつた、現に乱れておるのであります。この点に關しまして通産大臣は気がついたかどうか、この点を伺ひたい。

○岡野国務大臣 私はそう考えませんが、日本の独禁法というものは——これは独禁法類似の法律がカナダとか西ドイツとかイギリスとかアメリカ等にございまして、しかしアメリカが相当強いのでございまして、そのうちで日本が一番厳格過ぎるわけでございます。そこで占領行政の行き過ぎでも申しましたようか、日本の底の浅い財界に對しまして、この厳格なる独禁法というものをあの通り実行しましたならば、日本は何か内外の財界の変動があらましたときには、相当と申しますか、崩壊に近いところへな混乱を起すのではないかと、こう考えまして、それがこの日本の実情にも合いませんというところで、今回の改正をしたわけでありませう。

○栗田委員 その岡野通産大臣のお答えは、私の質問と全然違ふのです。それはどうかという、通産大臣がこの独禁法の中に割込んだために、法体系が乱れたのではないかと、このことを聞いておる。たとえばどういふことを聞いておる、これは結局認可不認可というものは行政処分ですね。この点だけ通産大臣にお尋ねいたします。

○岡野国務大臣 行政処分でございます。

○栗田委員 ところがこの場合に、公取委員会が認可不認可をするというところになります、これは準司法的な行政手続でありまして、これはおそれる審決をもつてやめと思ひます。これはおそれる通産大臣認可の場合と、公取認可の場合とは非常に違ふと思ひます。そのときの認可はどのような大きな違いがあるか、この点に對して通産大臣のお答えを願ひたい。

○岡野国務大臣 公取委員会のおやりになることもわれわれのやりませう、これはやはり日本の国民経済全体として利益になるようにというのを念願してやつておるわけでございます。公取委員会でおやりになる認可も、また通産大臣が行政的の権限でやる認可も、私は日本経済全体の利益をばかるという意味において判断されるならば意見は一致することと思ひます。同時に私の方で認可をいたしますけれども、これは必ず公正取引委員会の認定を得て、この認定と一致しなければ認可ができないということになつておりますから、私はそれでよろしいと思つております。

○栗田委員 今も言つております通り、法律の改正案ですから、このように通産大臣が入り込んで一体どのような法律的影響があるかというのを私は聞いておる。しかも通産大臣は認可を与える上に、そういう点を考えたかどうかというのを私は聞いておるのです。そこで今の答弁も私の聞いておることと全然違ふのです。それはどういふことかという、通産大臣の認可不認可というものは行政処分でありませう。しかも認可を与えるには、これは公取委員会の認定を得なかつたならば、それを与えることができない。そこで公取委員会の認定が得られなかつた場合においては、当然通産大臣としてはその申請に對しては不許可にする、不認可を手を握るわけですね。その場合にいわゆる申請者は結局どういふことになるかという、通産大臣を被告として訴えなければならぬ。従つて通産大臣の許可の場合と、公取の場合とは大分違ふ。たとへば通産大臣の場合には、通産大臣を被告として訴える。しかしながら認可不認可を決定したのは公取委員会の決定でございます。これに許可を与えたものはだれかという、公取委員会である。ところが裁判的に公取委員会というものはちつとも出て来ない。通産大臣を被告として訴えるのであります。公取委員会というものは単なる参加人にすぎないという非常に裁判的にちがひがでるものが出ておる。しかもその行政裁判というものは第一審で東京地方裁判所であつたことになる。この点に關しまして、通産大臣のお答えを願ひたい。

○岡野国務大臣 御趣旨はよくわかるのでございませうが、問題といたしましては、公取委員会の権限を通産大臣が侵蝕した、こういうふうなことになるとおぼしめしていらつしやうと思ひます。しかしこれは先ほども申し上げましたように、日本の経済界と申しますものは、今の独禁法をそのまま適用したならば、何か事があつたときには、一時に壊滅してしまうのではないかと、それはどういふことかと申しますれば、占領行政の行き過ぎでありませう、あまりにも厳格過ぎた、こういうことでございませう。その厳格さを少し緩和してこういう法律をつくつたといふことでございませうから、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○栗田委員 私はこの独禁法を緩和することには別に異論はありません。緩和することはいつて、何も通産大臣がこれに割込む必要はなさかぬといふこと、また今の裁判の問題でも、もし公取の審決をもつて不認可にするときにはどうかという、被審人は誰かに訴えるのであります。しかもこの公取委員会の審決というものは裁判所を拘束いたします。そこで不況カルテルとかあるいは合理化カルテルとかあるいは合理的な場合においては、非常に重大な認可申請の場合においては、裁判所を拘束もしなければ、これは地方裁判所で裁判手続をやらないければならぬ。ところがこの公取の審決による認可不認可というものは何かという、第十一條の株式保有の問題である。比重からいつたら株式保有なんという問題は非常に簡単な問題である。今の不況カルテルとか合理化カルテルとかに比べて非常に簡単な問題である。ところが大きな問題は、裁判所をも拘束しない、地方裁判所から覆審となつて裁判手続をやらなければならぬ。ところがこの株式保有の場合には裁判所を拘束するから、結局東京高裁に第二審というふうなかつたことになる。このように通産大臣が一つこの中に首を出したことによつて非常に乱れて来る。これは時間がありますが、このほかこういう問題がたくさん出ております。この点に關しまして通産大臣のお答えを願ひたい。私はこれで終ります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げませう。

○栗田委員 私はこの独禁法を緩和することには別に異論はありません。緩和することはいつて、何も通産大臣がこれに割込む必要はなさかぬといふこと、また今の裁判の問題でも、もし公取の審決をもつて不認可にするときにはどうかという、被審人は誰かに訴えるのであります。しかもこの公取委員会の審決というものは裁判所を拘束いたします。そこで不況カルテルとかあるいは合理化カルテルとかあるいは合理的な場合においては、非常に重大な認可申請の場合においては、裁判所を拘束もしなければ、これは地方裁判所で裁判手続をやらないければならぬ。ところがこの公取の審決による認可不認可というものは何かという、第十一條の株式保有の問題である。比重からいつたら株式保有なんという問題は非常に簡単な問題である。今の不況カルテルとか合理化カルテルとかに比べて非常に簡単な問題である。ところが大きな問題は、裁判所をも拘束しない、地方裁判所から覆審となつて裁判手続をやらなければならぬ。ところがこの株式保有の場合には裁判所を拘束するから、結局東京高裁に第二審というふうなかつたことになる。このように通産大臣が一つこの中に首を出したことによつて非常に乱れて来る。これは時間がありますが、このほかこういう問題がたくさん出ております。この点に關しまして通産大臣のお答えを願ひたい。私はこれで終ります。

○岡野国務大臣 お答え申し上げませう。

○中村時）委員　私の方の質問は以前
の長官の説明並びに経済五箇年計画に
対する総体的質問をいたしたいと思ひ
ます。

經濟安定委員會會議錄第十号 昭和二十八年七月四日

ことは――大體においてこういうふうになるだろうとは考へておりますけれども、しかし今後の世界の情勢がどうなつて行くかということにまつたく依

り減らずに、そのまま続いて行

今後の朝鮮の復旧ということに

昭和三十八年七月四日

の価格の上あるいはそういう面の上においては大差はないけれども、質的には云々とおつしやいますが、その質的な問題が日本の経済の非常に重大な問

○岡野國務大臣 どうも私は

出て来ないのですけれども、時間がないので、それは一応そのままにしておきます。

に、東南アジア自身が非常に困難な状態にあるのではないか。その一つの例は、たとえば労働者の賃金表をマレーの例にとつてみますと、一九三九年を

象的な文句に見られるような

ということのみずから暴露しておるようなかつこうで、さつぱり話が出て来ないですが、そういうふうにおつしやいますと、たとえば今申しましたよう

五

までに一億六千万円ほど出ておりますけれども、そのうち繊維並びに金属がほとんどその主体になっております。うな状態であり、また東南アジアにいたしまして、今長官自身が言われたように、消費財はある程度制限をされて来るであろうという観点が一つ。もう一つは、具体的にこれはお聞きしたいのですが、東南アジアの経済の中心をなしておりますのは、民族資本とはいいたが、いまだ華僑が非常に強いのです。これに対する何らかの具体的な方針を持つていらつしやるかどうか。あるいは西歐諸国におきまして、その国の生産の向上に伴つて、輸出を非常に叫んでゐる状態でありまして、これに對抗するため、どういふふうなお考えを持つていらつしやるか、これが一点。

続いてもう一点最後に、一緒にやつてしまつた方が、時間がないからいいのじやないかと思ひますが、生活安定ということが最後にありますが、この生活安定に對しまして、政府は合理化という面からこれを取上げようとしていらつしやるのです。この合理化という面から生産費の切り下げ、それが常に労働賃金あるいは中小企業の圧迫のもとに行われておるのですが、これに對する救済策をきつとしていない限りにおいて、この合理化に對する国民全体の考え方は、非常に逆効果をもたらすのではないかと、たとえば今度の独禁法なんかその一つの例であります。そういうふうな考へてみた場合に、これを受入れるだけの何らかの施策、方針を事実持つていらつしやるかどうか。この一点を最後に伺ひたいと思ひます。

○岡野國務大臣 なるほど、東南アジアと申しましていろいろございまして、しかし華僑が非常に有力なる財界の指導権を握つておるということは事実でございます。むろんわれ／＼といひまして、政府が乗り出すわけではございませんけれども、日本の商人といふものは、華僑といふものをやはり相手にしてやつてゐるのがたゞさんございまして、また華僑は相当のものがございまして、それと貿易もやるし、商売の取引もやつておる、こういうことでございまして、その点は、私は民間の業者にまかしておけばいいだらう、こう考へます。

それから生活安定のことです。それが、合理化ができれば賃金が減るとか何とかいふことは、私はどうも考へられないのでございまして、合理化ができて物が安くなつて、そうして外国に物が売れて行くということになれば、産業界を刺激しまして、そうして生産を拡張する、こういうことになりまして、賃金はあまり影響を受けないのではないかと考へております。それからもう一つ、よく合理化のために首切りをやらなければならぬとかなんとか言われておりますけれども、日本の国情をいたしましては、なかなか／＼りつばな労働基準法なるものもございまして、そうむやみやたらにわれ／＼は首切りをすることはできないと思ひますし、また切らすべきものではないと思ひます。

○中村(時)委員 今長官のお話を聞くと、ほんとうに曖昧模範として抽象的で、たゞ言ひのがればかりやつてゐるわけですね。たとえば貿易がこれほど逼迫し、相手方の状態がはつきりキヤツ

ずもされてゐない。それでもなおかつ貿易と日本の自立経済に關連性をつけたいとしても、實際相手の貿易の実態もわからない。そういうような環境から合理化の問題に發展して行つて、合理化をやつても賃金が下らないとか、首切りをやらぬといふ言つてゐるが、要するに合理化をやつて品物がどどん出で行つて、労働者の完全雇用の姿が出て来るであらうと言つてみても、貿易もできないければ、はつきりした線も出ない。そういう形態をとつてみたらみな不安になるようになる。だから労働者一般がそういう政府のやり方に対して現在一番問題にしているのは、その不安定な状態なんです。といふことは、あなた方が最高の目標としてゐる貿易においてさえもそういう不安定で不安定な状態から、まして合理化と

か、不安定な抽象的なことを言う定見のない姿から打出して行けば、首切りないし労働賃金の低下にしろ寄せられて来るといふことは、帰結として当然のことになつて来るので、そういうことを曖昧模範とせず、合理化をやつて、もし首切りをするならば、そのかわりこれだけの受入れをするといふはつきりした方針を具体的に持つてゐるかどうかといふことを考へるので、それに対して何か具体的な考へ方を持つてゐるかといふことをお聞きしてゐるわけですね。

○岡野國務大臣 相手方がわからなかつたのは、被占領下のときに引續きまして、御承知の通りわれ／＼は貿易をやつてゐた。それから独立後になりまして、外国の情勢をよく知らぬがために、いろ／＼外交方針によつて人を入れたり、また船を向うに入港させる

ことに對する障害を除くといふようなことに努力しますとともに、通産省といたしましては、技術相談室とか、また派遣員とか、技術人の交流とかいふようなことをいたしまして、やつと昨年の四月からそういう方に目ざめていただき、また目ざめさせようとしておる次第でございますから、相手方のことがわからなかつたといふのは事実でございますけれども、今後は知ること努力して行きたいといふので、そういうような施策をつくつてゐるわけでございます。

それからもう一つ、合理化と労働賃金の組合せでございますが、これは御承知の通り今まではいろいろなことが計画されておりましたけれども、どうもそういうことが空漠たる想像でございまして、それがいけなかつたといふので、私自身といたしましてはもう少し地に足のついた研究をしてみたいと思ひまして、大体三十二年度の目標といふものは経済表にも出ておつたのでございましてけれども、これはもう少し掘り下げて、ほんとに地についたそういうような關係が事実どうなつて行くかといふことを研究するたために、私は新しく事務局にお願ひして、こういう研究をさせてゐる次第であります。

○佐伯委員長 山本勝市君。○山本(勝)委員 私は本會議における國務大臣の經濟演説について基本的な若干の問題について質疑をいたしたいのであります。時間がないうでありますので、答弁は今日なされなくともあとで待つて置きます。私は私の問題とする点だけをお尋ね申し上げますから、よくのみ込んでおいていただきます。

第一点は、政府は自由通商の大方針で行くのか、それとも自給自足のアウタルキーの態勢で行くつもりであるか、これがすこぶる曖昧になつてゐると思ふ。岡野外務大臣の説明によると、貿易を盛んにして、自由貿易によつて通商規模の拡大をはかつて行く。これは日本のみならず、世界にとつて必要である。それにもかかわらず諸國がいろ／＼貿易制限をしてゐることは遺憾である。これを打破して行かなければならぬといつたやうな、自由貿易による通商規模の拡大で日本經濟の困難を打開して行くといふ意氣込みが見えたわけですね。ところが岡野國務大臣の演説を聞きますと、まず日本の輸出貿易を振興する。輸入についてはせい

はだ／＼押えて行く。それから自給自足の線では、繊維原料であるとか食糧であるとかいふやうなもの、は、なるべく外国から買ひぬようになして行く。こういうふうになるべく自給自足の線で、外国からものを買ひぬ、売るものだけをふやして行くといふたやうな線で行くように見える。この自由通商による貿易通商規模の拡大で行くのかどうかといふ根本的な点をお伺ひいたします。

第二点は、物価水準を今後安定させて行くか、それとも物価水準を引下げようという構想のもとに進んでおられるのか、この点が曖昧であります。大蔵大臣また岡野國務大臣は演説の中で、大体物価水準は維持して行くのだといひ、大蔵大臣などは、通貨価値を維持する、インフレもいけない、デフレもいけない、大体横ばい物価水準を維持

して行くということを強調しておられる。ということは通貨価値を維持して行くということと同じことでありまして、ようが、そうかと思つて、一方では日本の物価水準は世界の物価水準に比べて高過ぎる。この高過ぎる物価水準を世界の物価水準までさや寄せをする、引下げて行くということもまた強調しておる。ことに世界の物価水準は、これまででも日本の物価水準より何割も低いのに、さらに世界の物価水準はだんだん下つて行くとする形勢にあるとすら述べておられる。すでに低いものがだん／＼下つて行くその世界の物価水準に、日本の物価水準をさや寄せして行くことによつて、日本の輸出貿易を振興しようという行き方は、現在の物価水準を二割も三割も下げるといふことを前提というか、主張しているところよりほかにない。デフレでもない、インフレでもない、横ばいさすのだ、通貨価値を上げるのでも下げるのでもない、現在の価値を安定さすのだというその考え方との間には、私は相いれないものがあると思ふ。これを解決する道はただ一つ、完全ではありませぬけれども、為替レートに触れる道がありまふけれども、これは大蔵大臣はたび／＼絶対に為替レートには手をつけないと言つておられる。そうすると為替レートに全然手をつけないで、しかも物価水準は下げないのだ、いや下げるのだ、こういう根本の点で、私は政策の努力に矛盾があつたのでは、その努力は結局プラス・マイナス・ゼロになつて混乱を来すだけだ、こういうふうにも思ふのであります。

第三には、岡野国務大臣は演説の中で食糧増産、電源開発等の構想を明らかにしておられます。その実施にあつては治山、治水、道路その他との調整をはかつて行くというように、治山、治水、道路というふうなものを、電源開発や食糧増産のつてたりのように説明しておられますが、私はこの点に説明しておられるべきではないかと思ふのであります。今間の九州のあの惨害を見ましても、治山治水を怠つておるがためにあつたやうに一律に大なる損失を来すのであります。電源の開発は必要である、食糧の増産も必要ではありますけれども、しかしそれよりも、ああいうことで非常な損害を来すことを考えますと、まずもつて治山、治水、あるいは道路とか、そういう基本的であり、しかもすべての産業といふ生活の基礎になる方面にこそ国家は第一の重点を置くべきではないか。そこに重点を置いて、第二に、食糧をどうする、電源をどうする、あるいは化学繊維をどうするとか、いつたやうなことを考えるべきではないか、これについての所見を承りたいのであります。

それから先ほどの委員から質問されたためにほわかりました点は省略いたしますが、中小企業の振興策として、国務大臣は百億円の財政支出をやつて、中小企業を育成強化して行くといふことを、政府の中小企業者に対する政策として非常に誇つておられますけれども、私は実際の中小企業者の希望、実情といふものを考えますと、中小企業者は、今日税金の重いこと、それから税金の取立てに対する精神的な不安におののいておるのである。そのこまかいことは時間の関係で申しませんが、その方法におきましても、また金額の上におきましても、まことに無理をして税金を取上げておいて、強権をもつて取上げておいて、さうして今度はその中小企業に對して金利をとつて金を貸すといふやうな行き方は、根本的に考え直す必要がありはしないか。むしろ百億円の金を貸すよりも、百億円の減税をまずやるのが先決ではないか。しかも納めるときにははたでとられて、借りるときには金利を払わなければならぬ。しかも借りられる人は、特に都會議員とか、何らかの関連のある人が借りられる。多くの納税者は、その税の重さを取立ての場合における税務官吏とのトラブルで泣いておるのであります。ですから、私は中小企業金融公庫そのものに反對というわけではありませぬけれども、その前に税を減らす、百億円の金融公庫で貸すよりも、むしろ百億円の減税をまずやるべきではないか、これもひとつ御研究をお願いしたいのであります。

それからいふ／＼長期計画を立てておられるやうで、社会党の方から質問をされておられますが、これはまづたく国務大臣の試案であつたといふこととあります。私はむしろ長期計画といふものは、見通しは必要であると思ひます。見通しとしてのいふ／＼な計画はいつてあります。しかし、これを實際に行うといふやうな意味で長期計画をもし立てられるといふこととなら、これはなか／＼むずかしいのであります。おそらく現在の審議庁でなくとも、どの政党の方が政権に当りましても、私は困難だと思ふ。ことに五年間なら五年間に化学繊維をこれだけに増すとか、食糧をこれだけに増すとかいふやうに、生産の目標をつけることは簡単であります。また補助金を出したり金融措置によつて生産を増すことも簡単であります。ただむずかしいのは、その生産が増した場合に、価格がどの点まで落ちるかということ。これも政府は、よく脈を飼え、あるいは蚕を飼え、蜜蜂を飼えと言つて盛んに奨励いたしました。奨励して補助金を出せば蜜蜂も豚もふえますけれども、ふえたころに値段が下つてしまつて、つくつた人が非常に困難に陥るといふことはこれまでの経験が示しておるのです。ですから長期計画によつてむづかに二年や三年の間に何割という増産をいたした場合に、それに應じて価格がどの程度におちつくかといふことの見通しをつけないければならぬのであります。これはおそらく何人にもむづかしからうと思ふ。ですから實際に行う政策といふものは、確実にこの程度で立てられて進むことがむしろ實際的である。ことに食糧のごときもは、一割、二割生産量に多少の変化がありましても、価格の上に非常に大きな変動を持つて来る、そういう性質を持つておる。大抵生産の計画、需要の計画は簡単に立ちますけれども、価格は価格方則に支配される、価格方則を無視しては、資本主義経済はもちろんのことであります。社会主義の経済といへども、価格方則を無視して経済を遂行することはできないといふことを私は考えるからであります。ですからこの点ではあつた計画はむしろ出さなかつた方がよくはないかとすら

考えておりますが、もしあくまでも実行計画として今後立てて行かれる場合には、価格がどう動いて行くか、それだけの物資の生産、需要の変化に應じて、それと不可分に動いて行く価格がどう変化して行くかといふことの見通しを同時に付けて計画を立てて発表し、実行していただきたい。御答をいただきました上でいづれ私の質問を継続したいと思ひますが、今日は所定の時間が参りましたので、質問の要旨だけを申し上げて終ることにいたします。

○佐伯委員長 ただいまの山本委員の質問に對する岡野国務大臣の答弁は次會に議することとしたしまして、経済審議庁長官はやむを得ない用事により退席されますので、これから公正取引委員会の政府委員が出席されておりますから、質疑の継続をお願いいたします。

○阿部委員 公取委員長に伺いたいのではあります。先ほど栗田委員から大臣にお尋ねしたのであります。はなはだ不明確で、問題は少しも明らかになつておりませんから伺いたいののであります。

今回の独禁法の改正のうちに、おきまして、カルテルの認可については公取委員会において認定した上で通産大臣がこれを認可する、かように定められておるやうであります。その公取委員会の認定といふものがいかなるものであるか、また大臣の認可といふものがいかなるものであるかといふ点であります。先ほど栗田委員から、この両方とも相合して効力を発生するものであるから、かりに大臣が認可しても、

その前提として公取委員会の認定がなかつたならば効力を発生しないものとす。このよう前提のもとに御質問をなさつておつたようであります。これに對して大臣は明確なる答へをいたしております。私が理解するところによりますと、これは外部に對してカルナルというものが効力を発生するといふ要件としては認可が要件なのである。認定ではない、かように思つておるのであります。内部關係において大臣が認可するにあつては、公取委員会の認定が必要でありますけれども、かりに大臣がその認定を経ずして認可したといつても、それは政府の内部關係のことであつて、内部關係において政府が違法な処置をしておるのであるけれども、大臣の認可は一応有効である、かように理解しておるのであります。この公取委員会の認定といふものの性質いかんによつてこれはきまることありますから、委員長におかれてはその性質をいかにお考へになつておるのであります。その点を伺いたいと思ひます。

○横田政府委員 認定はただいまおつしやいました通り公取の一つの決定でございますが、これはいわば内部的な一つの決定でございます。外部に對しまする政府の行為は認可という一点になるわけでございます。従ひまして認定を経ないで認可をいたしました場合には、その行政行為が無効になるかどうかという点がありますが、この点は実は非常にかしい問題でございます。その認可はいわゆる瑕疵のある行政行為であることは明白でございますが、されば當然に無効であるかといふことになりまして、ここにはいろいろな考へ方があるようでございま

す。結局この点の法律問題は、最終的には裁判所で決めなければならぬことと思ひますが、同様な例につきましてもつきりした上級裁判所の判例はございせんが、下級裁判所の判例の中には、ちやうど同様な場合につきましてその認可を當然無効としておるものもあるようでございます。しかしこの点は非常に法律上疑義のあるところと存じます。

○阿部委員 お答で一応わかりました。そういったまゝと、このように法律の大家であられる委員長におかれましては、その解釈がはなはだ困難であると言われるとき法律、そのいう立法といふものは、それが適用を受ける者は法律家にあらず、一般民衆なのでありますから、そういう立法といふものははなはだ欠点のある、非常に悪い立法であるといふことに結論としてなつておるものであります。委員長はどうかお考へになりますか。

○横田政府委員 われ／＼の考へ方は、大体公取の認定を無視した認可は絶対にあり得ないという立場に立つておりますので、實際問題としてはおつしやいましたような心配はないと思ひます。ただ法理論といつて、今申しましたような／＼、むしろかしい点が出て参るかと思ひます。

○阿部委員 それではもう一つ、逆の立場から伺いたいのではありませんか、かりにカルナル結成の申請があつて、通産大臣がこれに認可を与えなかつた場合において、現在のこの行政措置に對する人民の権利として、これを裁判所に對して訴える、こういう手続が許され

ておりますが、その時分に裁判所が、通産大臣はこれを認可すべし、あるいは請求を棄却する、どちらかの判決を下さなければならぬわけなのであります。その時分に通産大臣のみをまつて認可するといふことは手続上不可能になつておるのであつて、一方前提として公取委員会の認定を要するのでありますから、そういう場合、裁判所としては認可すべしという判決を求めて来た場合に、すなわち通産大臣を被告として人民からそういう判決を求めて来た場合に、通産大臣のみをまつてこれを認可し得ないことになつておるのでありますから、裁判所において、いくらそれが認可することが不適当なものであると判断しましても、要件としての公取委員会の認定がついておらぬのでありますから、そういうときには認可すべしという判決が出ない。そうすると結論としては、人民の側からは、通産大臣がいかにか不當な措置をとつておつても、事實上裁判所に對してその救済を求める訴えをすることができないという結果に陥るかと思ひます。それが現在日本

の政府の行政措置の不当なものに對しての救済措置を裁判所に求めることができるというところが一般秩序とされておるものに對して、これは例外をつくるもの、人民の権利を束縛するもの、かような結果にならうと思ひますが、かような結果にならうと思ひますが、この点についていかがでございませうか。

○横田政府委員 ただいまの問題も非常に法理論的には／＼な困難な問題を含んでおりますが、はなはだ未熟な見解でございますが、一応私のただいま考へておる点を申し上げますと、御承知のように今度のカルナルにつき

ましては、かなり厳格な法律上の要件が規定してございますので、この要件に、はまるにいかからず認可にいたしました場合は、いわゆる行政処分が法規に違反したということで、行政訴訟が一般の規定によりまして許されると思ひます。その場合は先ほど栗田さんから申されましたように普通の行政訴訟でございまして、一応地方裁判所に行くという形になります。この地方裁判所におきまして認可すべきものを認可しないといふことが明らかにありますれば、認可を命ずる判決をするだらうと思ひます。この場合にその對象になるものが、単に形式上の被告になつておられる、たとへば通産省といふものだけに限られるか、あるいはその背後にありまして、あやまつて認定をしなかつた公正取引委員会にもその判決の効力が及ぶかといふ点になります。非常に疑問でございしますが、

この行政訴訟を許します以上は、裁判所の判決は公正取引委員会もこれを拘束するといふふうにいかなければならぬと思ひます。従ひましてその判決がございしました場合は、公正取引委員会は認定をして、その認定に基づいて通産省なりその他の主務大臣が認可をいたす、こういうことになるのではないかと考へております。しかしこの点は一応そういうふうにお考へしておるだけでございまして、まだはつきりした確信のないところであります。

○栗田委員 あつと今に關連して。今の場合、今度はその逆の場合が考へられるのです。それはどうかといふと、通産大臣が公取の認定によつて、これはいかぬといふことで、今度は不認可をいたしました。不認可をい

たしますと、結局今の申請者は通産大臣を相手どつて裁判をする、その結果通産大臣の不認可が不当であるといふ判決を得たときにおいて、その判決は公取の認定を拘束する力はないと私は思ひます。その点に對して公取委員のお考へはどうですか。

○横田政府委員 その点はただいま申し上げたのでございしますが、私は拘束するのではないかといふふうに実は考へております。それは行政事件訴訟特別法の十二條に、判決の効力は關係の行政庁を拘束するといふような規定があるようにございします。この關係の行政庁といふ中に、そういうふう内部的に認定するやうな官庁も含めることができると思ひます。今私の申しましたやうな見解がとれるのであります。そこに多少問題があるかと思ひます。

○栗田委員 そうしますと、その場合に公取といふものは被告にはならぬでしよう、許可不許可に非常な重大な影響を及ぼした公取の認定者といふものは被告にならぬ、被告はあくまでも通産大臣だといふところに、非常にこの法律系のぐあいの悪い点があると私は考へるのですが、この点公取の委員長と企業局長の御見解を承りたい。

○横田政府委員 私の考へ方は先ほど申しました通りでございまして、法律上相當の疑義はあると存じます。

○小室説明員 ただいまの御質問でございますが、通産省が通産省の見解として不認可にする場合もございしますが、また公取の認定が得られないため、不認可にする場合もございします。公取の認定が得られなかつた場合の例

は、今公取の委員長の御答弁の通りに私どもも考えております。通産大臣だけの考えで、不況対策としてこういうことをやるのは適当でない、あるいは法律上の要件を満たしてないから不認可とした場合には、通産大臣が被告であつて少しもさしつかえないと考えております。

○栗田委員 通産省がそういう見解を持つておるとすれば、これは重大なことであり、申請があつても通産省がいつてに通産省独自の考え方によつて不認可にすることができるといふことが、もう一つは公取の認定によつて認可不可を決定するといふ、この二通りがあると思ふのですが、これは非常な重大なことでありますから、もう一回念を押したい。

○小室説明員 誤解を招いたようでございますから申し上げますが、たとへば不況カルテルの例をとりますと、特定物資の需給が不均衡になりました、そして平均生産費を下まつた価格が実現して、当該業界がほとんど共倒れになりはしないか、こういう事態が起つたときに、初めて不況カルテルが考えられるわけであります。この経済界の現状をどういふふうに見るかという問題は、先般来通産大臣が御答弁申し上げておるうちに、これはまず産業を所管してはいる大臣において判断したすべきかと思ふのであります。そこでこれは全然問題にならぬ、不況にもなつておらない、あるいはこの法律の要件を満たしていないというふうな場合には、通産大臣が当然不認可の処分ができる、こういうふうな考えております。

○栗田委員 どうもあなたの考え方から見ると、前回の改正案と比較した場合に、今度の法案は非常にかわつています。この前の改正案はどうかといふこと、通産大臣は認可をするけれども、これは単なる窓口だ、要するに通産大臣も、こういう願いがあつたといふことを知らなければ困るからこの書類を受付けて、これは全部公取の方にまわすんだといふことが前回の改正案であつたのであります。単なる窓口にするなかつた、ところが今度はどうかといふと、あなたの今の答弁から見ると、なるほどこの法案にも疑わしい節がある。それで前回はどうかといふことは出ておらなかつたけれども、今度は第二十四条の第三項の第十三号に、主務大臣は強制的に必要な報告を求めるという一箇条が加わつた。一箇条が加わつたから、今度は通産大臣は単なる窓口でなくなつた。そういう申請がある強制的に報告を出させる、そして、あるいはそこで難くせをつける。通産省といふのは私は信用しておらない。なぜ信用しておらないかといふと、最近の疑獄事件の中で一番ひつかかつておるのは通産省だ。そういうところに、こういう十三号みたいなものを、前回とまつたく違つた改正案を織り込んで、非常に危険である。しかも業者は三重行政の煩にたえない、経済団体はみんな反対しておる。まず通産省が受付けて、こういう強制報告をとつて、そこであなたの方でさん／＼難くせをつけて、それから公取委にまわすといふことになる。この前はそうでなかつた、この前は何でもかまわれない、受取つたものをすぐ公取委にまわすといふふうになつて、前回の説明とこのたびの説明が十分違つてゐるが、これはどういふわけですか。

○小室説明員 前回のどういふ説明があるいは誤解を招いたかといふことは私存じませんが、前回においても通産大臣は産業政策の立場から当該不況カルテルについてこれは妥当なものであるかどうかといふ判断は当然いたすことになつておりました、単なる形式的な窓口といふことではありません。それから調査権につきましては、前回は確かに書いてございまして、前回は、それはこの安定委員会において十分じやないかといふことで大分おしかりをこうむりまして——當時は法案がそういうふうになつておりましたので、通産省としては十分行政指導でもつて実効をあげ得るといふことを御答弁申し上げましたけれども、そういう御心配があることはよくわかりますので、公取委とも相談いたしましてそういう条件を入れたのであります。そういう条件が入つたから通産省の認可に對する立場がかわつたといふようなことは毛頭ありません。

○栗田委員 この法案で特に危険なのは、不認可にする場合に、今言つたようにこれは主務大臣が自分の産業政策上の考えから公取委にまわさずに不認可にすることができるといふこと、これは非常に危険であるといふこと、それともう一つは、これは不認可にしてもよいと思つた場合にはこれを不認可にしてくれといつて公取委の方にまわす、これは非常に危険な主務大臣の認可制である。まずこれに関連して、しからば一体どういふ基準において認可不可を通産大臣としては決定をいたしますか、すなわち認可基準ですか。

○小室説明員 認可基準というお言葉でございますが、私どもは先ほどから申し上げました通り、当該物資の需給状態がどうかであるか、また生産費の状況がどうかであるか、また当該産業に属する企業の将来の見通しはどうかであるか、こういう点について詳細な事実を調べて、産業政策上の立場も加味しまして判断をいたすわけでございまして、これが実質的な意味の認可基準であらうかと思ひます。

○栗田委員 そうすると、結局主務大臣は合理化あるいは不況カルテルのこの重大なる認可不可を決定をするのに、先ほどは認可するか、公取委にまわすかまわさぬかといふことは独自の考えであつた、さらに今度は認可基準もないといふことでは、これはおそろしく業者が混乱に陥る、特にこういう重大なことで、認可不可といふことはある程度明確にわくをきめておかなければならぬ、これは当然官庁の民主化をする上においても、あなたのそういう答弁であるならば、通産大臣の認可を入れたといふことは、まことに非民主的な立法であるといふふうな考えられる。

それからもう一つ、これに関連してカルテル認可に對して不服の申出をかりにするといふことです。これは第二十四条の三の十項と十一項にこれを規定しておる。そこでこの場合に通産大臣はどうかといふことをやるかといふと、このカルテル認可に對して一般が不服の申立てをした場合においては必要なる措置をとると書いてある。この必要なる措置をとるといふのは、たとえばどういふことか。とらぬこともできるのですか。これは非常に不明確なんです、この点もひとつ御説明願ひたい。

○小室説明員 これは不服の申立てがありましてときに公正取引委員会が公開による聴聞を行つて決定いたしました、それを主務大臣に對して通知をする。主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときには、遅滞なくその決定に従つて必要な措置をとる、こういうこととございまして、いろ／＼な場合があると思ひますが、どうせこのカルテル協定を公取の認定を得て認可する場合は、相当不況の深刻な場合、あるいは貿易のために絶対必要な場合といふようなことでございまして、そういう点について十分納得の行く説明をいたすという場合もあると思ひます。また不服の申立てが非常に妥當でありまして、通産省なり公取委が考えてないことがそこで新しく起つて来たといふことになりまして、認可いたしました協定の變更を命ずるとか、あるいは極端な場合には取消しを命ずるといふようなことも起つて来るかと思ひます。いろ／＼な場合があると思ひますが、それに対して必要な措置を公開にとりたい、こういうことでござい

○栗田委員 今の御説明で、この点に關しても疑問があるのです。それはどういふことかといふと、この前の綿紡の操短カルテルをやつたときに、繊維局長は、おそらく公取委あたりから、これはいかぬといふことで勧告を受けたのじやないかと思ふのです。しかしそれにもかかわらずなか／＼操短

中止の命令を発しなかつた。ところが私の聞くところによると、繊維局長はある時期に繰返を命令したので、そんなことでどうするかという事で、その繊維局長はほかへ飛ばされたということである。そこで私は認可いたしまして、非常に社会情勢が悪くなつた場合において、政府と公取委の見解の相違によつて違つて来ると思つておるのです。そこでこの公取から勧告があつた場合においては——これはもちろん公聴会を開くのでしようが、勧告があつた場合には必要な措置をとるといふ、これだけしかうたつてないのであります。この場合においては必要な措置をとらなかつた場合には、公取委としてはどうするかということですが、その場合には、公取としては第二十四条の三の第六項、第七項をただちに発動するかどうか。この点に關しまして、公取委員長のお答えを願ひたいと思ひます。

○横田政府委員 この聴聞を行つて決定をする、この公取委の決定の内容が問題になるかと存じますが、これは今小室次長から申し上げましたように、あるいは変更すべきではないか、あるいは取消すべきではないかというのとまで、立ち入つて主務大臣に通知をいたす場合もあると存じますし、結局この決定の内容によるわけでございますが、たとえば取消すべきである、あるいは変更すべきであるという強い氣持をもちまして申入れをいたしました場合に、主務大臣の方でこれに應じないという場合は、最後の手段といたしましては、結局この条文の第六項の規定によりまして、請求をいたしましてから一月以上たちますと、適用除外の効力がなくなる、こういうような段階になることも考えられるわけですが。

○栗田委員 そうすると、この場合は今度は公取委としても審決してやるという事ではないわけですね。そこでまた今の主務大臣のカルテルの変更命令と公取委の処分請求の場合においては、また裁判段階においても非常に混乱を來してゐるということをお取委員長は御認識ですか。

○横田政府委員 この処分の取消し請求という問題も、法理論的には相當問題を蔵してござりまして、おつしやる通りかなり特異な性格の制度であることは、もちろんその点は十分知つてござります。この制度をつつたわけでございます。

○栗田委員 私保留しておきます。

○阿部委員 国の行政機関の違法処分に対して、人民が裁判所に対して救済を求めることができるということは、基本的人權を守る非常に重大なものであらうと思ひますが、公取委員長はいかにお考えになりますか。

○横田政府委員 私もまったく御同感でございます。

○阿部委員 その重大な問題に對して、先ほど委員長がお答えになつたごとく、法律専門家におかれてもはなはだ疑問とする点がある。いゝやんやこれが適用を受けるところの一般民衆にとつて、何のこともわからぬやうなたよりないものを、今同改正立法としてお出しになるという事は、これは少し輕率ではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○横田政府委員 そりう、法理上の問題があるという事は確かにござりますが、しかしこの点は、実は行政法あ

るいは行政訴訟法につきましては、私の申し上げることはあまり權威がないのでございまして、この点はあるいは内閣法制局等の意見を聞いてくださいますと、あるいは存外問題がはつきりして来ると思ひます。先ほどの私の一応の考え方を申し上げた次第であります。

○阿部委員 法制局に聞かなければならぬようなことがすでにいけないのではないかと。第一このカルテルを認むべきか認むべからざるかという認定についてすでに疑問があつて、さらにまた認可があつた場合においても、効力が発生するかいなかという点においてはまた疑問がある。こういうふうなことはだいたいなるものを法律として出して、民衆にこれに従ふというの思は、もつてのほかにことであらうと思は、通産大臣と御交渉なつて、今回これをひつ返めて、もう一ぺん練り直して、また次の機会にお出しになればいかがかと考えますが、そりう御意思はございせんか。

○横田政府委員 この問題は、御承知かと思ひますが、いろ／＼な立場がございまして、いろ／＼な折衝の末に、公取の立場としまして、この線ならば独占禁止法の線が守れる、通産省の立場も十分守れるというやうなことで、この点におちついたわけでございます。今同前国会に提出いたしました案を再びお出しいたします際にも、一応この問題は考えたのでござりますが、すでに前同お出したことでもござりますので、今回はそのままでお出ししたわけでございます。

○阿部委員 はなはだ不満足な御答弁でございますが、これで置いておきまして、さらにまた検討して質問を続けたいと思ひます。

○佐伯委員長 本日はこれにて散会いたします。

次会は六日午後一時より開会いたします。

午後零時三十一分散会